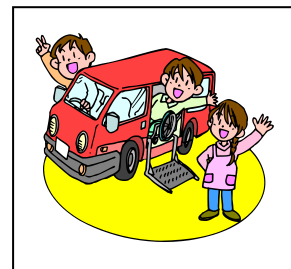


介護事業ニュース・11月29日号

発行責任者：日本生協連・福祉事業推進部長 山際 淳

TEL：03-5778-8107 FAX：03-5778-8108

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3丁目-29-8 コーププラザ11F



■1 ページ【第2回トップマネジャー研修・開催要項】

【11月16日に開催された「介護人材の処遇改善」と「地域区分」を主な議題に、社会保障審議会介護給付費分科会を傍聴した報告】

■4 ページ【介護事業関連情報】

【第2回トップマネジャー研修・開催要項】

■ 2016年度 福祉事業トップマネジャー研修全体概要（予定）

- ・福祉事業の戦略づくりと事業経営基盤強化は、トップマネジャーの覚悟と行動変容によって決まります。2016年度は、「福井県民生協（第1回）」で開催しました。第2回は、「大阪いずみ市民生協（第2回）」をフィールドに、生協の経営・事業戦略について学び、各会員生協の福祉事業戦略づくりにつなげます。
- ・参加対象は福祉事業の管掌役員・部長とその候補者です。
- ・第2回は、「大阪いずみ市民生協の「事業の到達点と今後の事業戦略」と「現場視察」「新規事業の開発業務」「人材確保・育成」、「管理指標に基づく、各事業における黒字化のポイント」について学びます。「事前課題」を作成し、参加者によるグループワークにより、内容を深めます。
- ・講師は、大阪いずみ市民生協役職員及び『民間事業者の質を高める』一般社団法人全国介護事業者協議会馬袋秀男氏を予定しています。
- ・本研修へ是非ご参加ください。

■ 第2回目開催日時及び場所

| | |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 2017年2月6日（月）12:00～2月8日（水）15:00 |
| 開催場所 | 大阪いずみ市民生活協同組合 〒590-0075 堺市南花田口町2-2-15 TEL：072-232-3731 |
| 当日集合場所 | 大阪いずみ市民生協本部 2階 生協ホールA *詳細が決まりましたら後日ご案内させていただきます。 |
| 宿泊先 | <会場：ダイロイネット堺東> 堺市堺区新町5-13 TEL/072-232-3700 |

*参加申込書は添付ファイルをご利用ください。

【11月16日に開催された「介護人材の処遇改善」と「地域区分」を主な議題に、社会保障審議会介護給付費分科会を傍聴した報告です】

【介護給付費分科会】

次回の分科会で介護人材の処遇改善についてとりまとめ ～厚労省が介護給付費分科会で「新たな加算」などを掲示

厚生労働省は11月16日、「介護人材の処遇改善」と「地域区分」を主な議題に、社会保障審議会介護給付費分科会を開いた。厚労省が現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に加えて「新たな加算（月額3万7000円相当）」を設けること、対象や範囲等は現行を維持し、処遇改善のあり方については引き続き検討していくことを提案した。また、地域区分の見直しを挙げ、その設定方法の特例として「完全囲まれルール（新ルール）」を提案した。処遇改善については、田中滋・分科会長（慶応義塾大学名誉教授）が「本日の意見を踏まえ、次回（未定）の分科会でとりまとめを行いたい」とまとめるとともに、地域区分についても「当分科会として一定の方向性を示すことができるよう、事務局に整理をお願いする」と指示した。

■「新たな加算」について

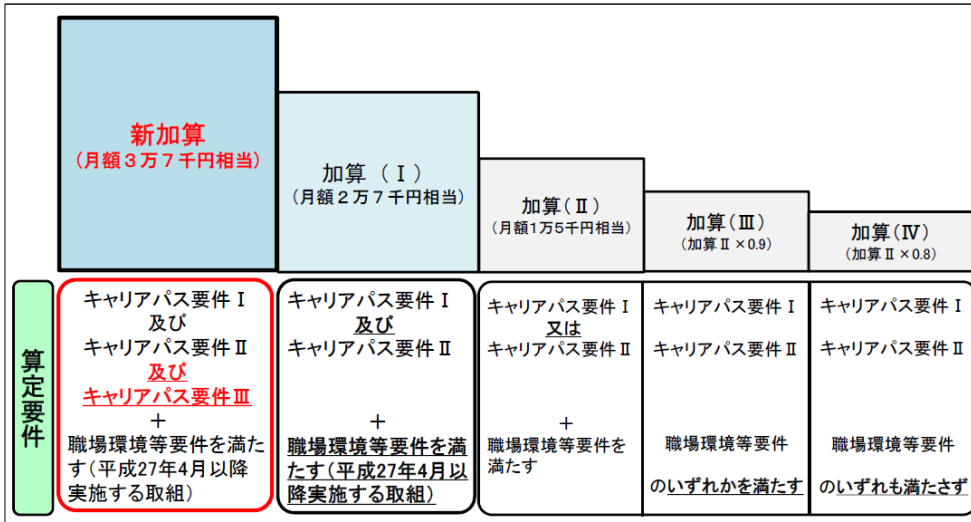
厚労省は処遇改善の論点として「今後とも確実な処遇改善を担保していくためには、どのような仕組が考えられるか。また、平成29年度より実施する月額平均1万円相当の処遇改善について、キャリアアップの仕組みなどの制度設計についてどのように考えるか」を掲示した。

その上で対応案を示すとともに、「新たな加算（月額3万7千円相当）」の算定要件として、現行の加算（Ⅰ）のキャリアパス要件ⅠおよびⅡに、同Ⅲを追加した「処遇改善加算（拡充後）のイメージ（案）」などを示した。

介護処遇改善の対応案（資料抜粋）

- 現行の介護職員処遇改善加算の位置付けを前提として、平成29年度介護報酬改定ではこれを維持しつつ、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設してはどうか。
- 具体的には、現行の処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを求めることとしてはどうか。

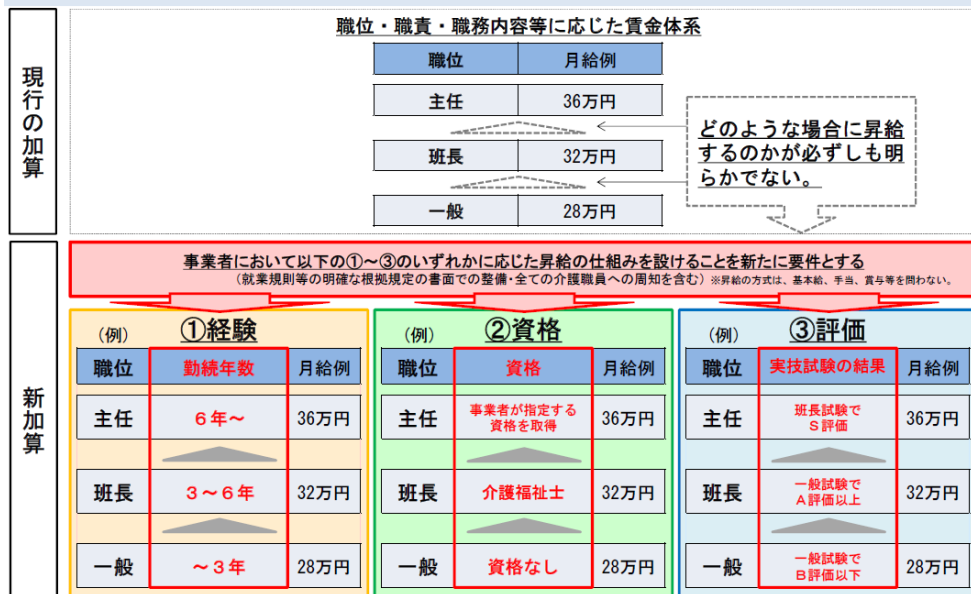
処遇改善加算（拡充後）のイメージ（案）



(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件 III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

2

処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ（案）



※1 「経験」…「勤続年数」「経歴年数」などを想定。
 ※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 ※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

3

■地域区分の設定方法の特例について

「地域区分」については、厚労省が全自治体を対象に実施した地域区分に関する調査の結果を示した後、特例として、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる又は低くなる地域について、一定程度、区分の変更を認めることとしてはどうか。経過措置を適用している自治体について、引き上げまたは引き下げの移行があると推測される自治体が一定程度存在することを踏まえ、経過措置の期限について延長を認めてはどうか。見直しの実施時期について、どのように考えるか—などの論点を掲示した。

その上で、地域区分の設定方法の特例として、「完全囲まれルール（新ルール）」を提案した。

地域区分の設定方法の特例について（案、抜粋）

○対象地域

①現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも1区分以上高い地域

②現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも1区分以上低い地域

○変更可能な範囲

①「当該地域の地域区分設定値」から「隣接地域のうち一番低い区分」の中で選択可能

②「当該地域の地域区分設定値」から「隣接地域のうち一番高い区分」の中で選択可能

以上

厚労省のURLも参照ください。<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000143087.html>

【介護事業関連情報】 ～この間の介護事業分野に関連する主な新聞報道等～

| 11月16日 | ◆サ高住の介護対応など60項目開示促す 国交省が事業者に◆ | ◇日経新聞◇ |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| | <p>国土交通省はサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の事業者に介護サービスの内容の公開を促す。今年度中に職員体制など約60項目の開示を求め、内容が適切かを第三者が評価する仕組みも導入する。賃貸住宅に位置づけられるサ高住は介護施設などに比べ、サービス内容の情報が少ないとの声も出ていた。情報を充実させ、入居希望者の物件選定に役立てる。</p> <p>国交省は現在、事業者の開示を求める内容を検討中だが、介護福祉士ら有資格者が職員に占める割合や、重度の認知症患者受け入れの可否などになる見通し。事業者が希望すれば、開示内容の妥当性を一般社団法人「高齢者住宅推進機構」（東京・中央）が評価、公表する仕組みも設ける。</p> <p>サ高住は補助金や税の優遇措置があるため民間事業者の参入が相次ぎ、国交省によると今年7月末時点で20万3783戸と急増している（要約）</p> | |
| 11月18日 | ◆高齢者支援に郵便局網 日本郵便・ドコモなど8社で新会社◆ | ◇日経新聞◇ |
| | <p>日本郵便は自宅で暮らす高齢者向けの生活支援サービスに参入する。NTTドコモ、セコムなどと新会社をつくり、地域の郵便局員が高齢者宅を訪れて状況を確認するほか、買い物代行や健康管理も担う。政府は介護施設などではなく自宅で暮らす高齢者を増やしたい考え。全国の郵便ネットワークと各社のノウハウを組み合わせ、こうした高齢者を後押しする。</p> <p>新会社の資本金は日本郵政グループの日本郵便とかんぽ生命保険が過半を出す。日本IBM、総合警備保障（ALSOK）、第一生命ホールディングス、電通も出資。8社共同で事業を展開する。過疎地にも拠点を持つ日本郵便と、業界大手が協力して全国規模で高齢者向けサービスを展開するのが大きな特徴だ。（要約）</p> | |

以上